

青森県報

第七百二十二号

令和六年
二月九日
(金曜日)

目次

- と畜場番号の一部改正……………(保健衛生課)……………一
- 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………(高齢福祉課)……………一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課)……………二
- 保安林の指定予定……………(林政課)……………二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課)……………二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(県民局)……………三

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課)……………三
- 都市計画事業の変更認可……………(都市計画課)……………三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域)……………四
- 右……………(同)……………四
- 右……………(中南地域)……………四
- 右……………(三八地域)……………五
- 右……………(同)……………五
- 右……………(上北地域)……………五
- 右……………(同)……………六
- 右……………(同)……………六

出先機関

- 土地改良区の役員の退任……………(三八地域)……………六
- 土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域)……………七
- 選挙管理委員会……………(同)……………七

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正：(事務局)……………七

告 示

青森県告示第七十六号

昭和四十三年三月十六日青森県告示第百八十七号(と畜場番号)の一部を次のよう
に改正する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表中 ATO食肉センター 20 を

ATO食肉センター
IHミートパッカー株式会社十和田ビーフプラント

21 20
に改める。

青森県告示第七十七号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条
の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定に
よる改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により次の

指定介護療養型医療施設からその指定を辞退する旨の届出があったので、同法第百十五條第二号の規定により公示する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

医療法人 楽清会	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は名称		介護療養型医療施設	届出の 年月日	辞退の 年月日
	弘前市大字桔梗 野一丁目三の三	名称	所在地			
医療法人 楽清会さがらクリ ニッケ	名称	弘前市大字桔梗 野一丁目三の三	所在地	令和 六・二・四	令和 六・二・一	

青森県告示第七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一條第一号の規定により公示する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

合同会社 WIDEA	名称	主たる事務所の 所在地		障害福祉サービス の種類	障害福祉サービスを行う 事業所	指定 年月日
	五所川原市金木 町朝日山八五の四	名称	所在地			
重度訪問 介護	名称	エーワイド	五所川原市若葉 三丁目四の三	令和 六・二・一		

青森県告示第七十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡階上町大字田代字下上三一の一、三一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林指定の目的
水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、令和六年二月十日から施行する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

第二号の表中

八戸農業協同組合南郷支店 及び
 八戸市南郷大字市野沢
 八戸農業協同組合田子支店 三戸郡田子町大字田子
 を削る。

青森県告示第八十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称 六ヶ所 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九二の四五 橋本 道郎 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館一一一 高松 勲	期 間 令和六年二月九日から同年 同日二十三日 ま 場 所 六ヶ所村漁業協同組合

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて

準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面 積 (平方メートル)
弘前市大字宮地字宮本四の三	田	三、八七五

二 利用権の内容

賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和六年六月一日	三年

四 借賃に相当する補償金の額

十二万三千元

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに利用権を設定すべき農地の所在地の供託所に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和元年九月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

都市計画事業の変更認可

青森都市計画事業の変更認可について、令和六年一月二十二日東北地方整備局告示第十一号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規

定により次のとおり公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 都市計画事業の種類及び名称

青森都市計画道路路事業三・五・四号堤町通り浜田線

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 建築事務所モダンハウス

二 氏名 福土幸司

三 主たる営業所の所在地 青森市緑二丁目一六の二四

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第二二二〇二号

五 取消年月日 令和六年一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内

装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十一月九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 浅井建築サービス株式会社

二 代表者の氏名 浅井直子

三 主たる営業所の所在地 青森市花園二丁目七の五〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一〇〇三三〇号

五 取消年月日 令和六年一月九日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 久保田建設株式会社
- 二 代表者の氏名 久保田幸範
- 三 主たる営業所の所在地 南津軽郡藤崎町大字西豊田三丁目一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一二九六四号
- 五 取消年月日 令和六年一月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十二月六日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 三戸建設株式会社
- 二 代表者の氏名 水野三八人
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡三戸町大字梅内字鬢田一の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一一三〇号
- 五 取消年月日 令和五年十二月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社八幡建設
- 二 代表者の氏名 中野邦彦
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字二階堀一六の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第一一九七六号
- 五 取消年月日 令和六年一月二十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社貴富建設工業

二 代表者の氏名 一戸兵衛

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字鶴喰字明堂二一の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第一〇九九四号

五 取消年月日 令和六年一月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十一月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 川口建設株式会社

二 代表者の氏名 川口元

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町下明堂九七

四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ)第五〇〇四四五号

五 取消年月日 令和六年一月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業、大工工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年一月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年二月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社岡山住宅

二 代表者の氏名 岡山直子

三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字助佐小路五の四

四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一二二二六号

五 取消年月日 令和六年一月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年十二月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、倉石土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和六年二月九日

三八地域県民局長 菅

孝

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	大沢 稔	三戸郡五戸町大字倉石中市字中市九	令和六・一・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区の定款の変更を令和六年一月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年二月九日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百四号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和六年二月九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

住宅型有料老人ホームライ フケア高増	〃	板柳町大字大俵和田四二三の六
-----------------------	---	----------------

を

住宅型有料老人ホームライ フケア高増	〃	板柳町大字大俵和田四二三の六
有料老人ホームやよい	三〃	板柳町大字福野田字本泉六三の

に改める。

三の表中

指定障害者福祉サービ ス事業所あかまつ園	十和田市大字大沢田字早坂一九四
-------------------------	-----------------

を

指定障害者福祉サービ ス事業所あかまつ園	十和田市大字大沢田字早坂一九四
福祉ホームあかまつ	〃

に改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭